

4.4 悪臭

(1) 現況調査

1) 調査内容

① 悪臭の状況

調査項目は、臭気指数（濃度）及び特定悪臭物質（22 項目）とする。

② 気象の状況

調査項目は、風向、風速、日射量、放射収支量、気温及び湿度の状況とする。

③ 臭気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

調査項目は、臭気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況とする。

④ その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、既存の臭気の発生源の状況、学校、病院その他の環境保全の配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況とする。

2) 調査方法

① 既存資料調査

(ア) 気象の状況

気象の状況（風向、風速、気温、湿度）については、「4.1 大気質」の既存資料調査結果を用いる。

(イ) 臭気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

臭気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況については、地形分類図や地形図等の既存資料を整理する。

(ウ) その他の予測・評価に必要な事項

既存の臭気の発生源の状況、環境保全の配慮が特に必要な施設の分布状況、住宅の分布状況については、土地利用現況図や都市計画図等の既存資料を整理する。

② 現地調査

(ア) 悪臭の状況

臭気指数（濃度）は「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成 7 年 9 月、環境庁告示第 63 号）に定める方法に準じて測定する。

特定悪臭物質（22 項目）は「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和 47 年 5 月、環境庁告示第 9 号）に定める方法に準じて測定する。

(イ) 気象の状況

気象の状況（地上気象（風向・風速））については、「4.1 大気質」の現地調査結果を用いる。

3) 調査地域・地点

① 既存資料調査

調査地域は、計画地及び周辺とする。

② 現地調査

(ア) 悪臭の状況

調査地域は、計画地及び周辺とする。調査地点は、図 4.4-1 に示すとおり、計画地及び周辺の環境を代表し、周辺に他の発生源がない計画地内の4地点とする。

4) 調査期間・頻度

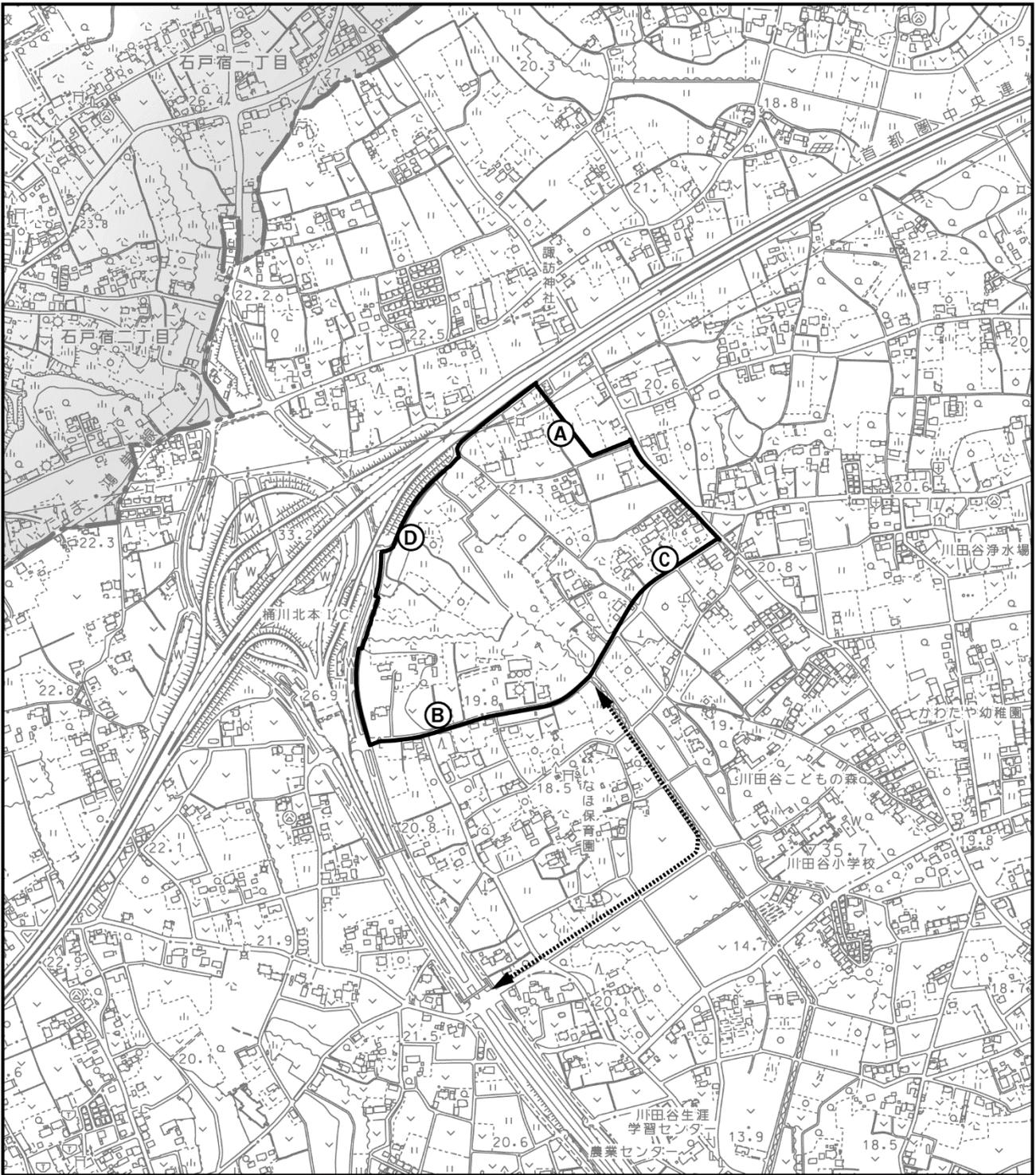
① 既存資料調査

臭気の変移、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況及びその他の予測・評価に必要な事項の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

② 現地調査

(ア) 悪臭の状況

調査期間・頻度は、2季(夏季・冬季)各1回とし、「4.1 大気質」の気象の状況(地上気象(風向・風速))の調査期間中とする。

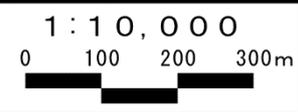


この地図は「10000分の1白図（桶川市）」（平成29年3月）を使用して作成したものである。

凡 例

- 計画地
- アクセス道路
- 市町界
- 悪臭調査地点

図 4.4-1 悪臭の現地調査地点



(2) 予測

1) 予測内容

① 施設の稼働に伴う臭気指数（濃度）の変化の程度

予測項目は、施設の稼働に伴う臭気指数（濃度）の変化の程度とする。

2) 予測方法

周辺への影響が大きくなる製造系の土地利用、進出企業の業種及び配置等を想定し、規制値等から悪臭の排出条件を設定し、大気拡散式（プルーム・パフ式）を用いるか、又は、類似事例の解析を参考に予測する。

3) 予測地域・地点

予測地域は、計画地周辺とする。

4) 予測時期等

予測時期は、供用後の進出企業の事業活動が定常状態に達した時期とする。

(3) 評価

1) 評価方法

悪臭の影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにするとともに、悪臭防止法による臭気指数（濃度）に係る規制基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

2) 環境の保全に関する配慮方針

- ・ 供用後の進出企業に対して悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて脱臭設備を設置するなどの未然の公害発生防止対策の徹底に努めるよう指導する。